資　格

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する「那覇港（新港ふ頭地区）岸壁（－12m）築造工事（第２次）」及び「那覇港（新港ふ頭地区）岸壁（－12m）築造工事（第３次）」は単体有資格業者等及び特定建設工事共同企業体による一般競争（政府調達）により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

なお、本公示に記載の工事は、技術資料を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

令和２年９月14日

沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　洋

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事名

①　那覇港（新港ふ頭地区）岸壁（－12m）築造工事　（第２次）

②　那覇港（新港ふ頭地区）岸壁（－12m）築造工事　（第３次）

2　工事場所　①②沖縄県那覇市港町地先

3　工事内容　①　共通工、潜水探査工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、被覆・根固工、上部工、付属工、裏込・裏埋工、埋立工、測量

②　共通工、潜水探査工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、被覆・根固工、上部工、付属工、裏込・裏埋工、埋立工、測量

4　工事区分　港湾土木工事

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　令和２年８月28日から令和２年９月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで

⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　電話098―866―0031（内線2541）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数　２社とする。

⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。

⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。

⑷　出資比率　全ての構成員が、30％以上の出資比率でなければならない。

⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

１）発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると認定した時から工事の請負代金の完成払をした時まで。

２）発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると認定した時から契約の相手方が確定した時まで。

7　資格審査申請書類

⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

⑵　共同企業体等調書

⑶　経審結果通知書の写し

※平成31・32年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。

⑷　共同企業体協定書の写し

8　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。

9　その他

⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　洋　が公告する入札参加資格の確認を受けること。

⑶　本公示の複数の工事に特定建設工事共同企業体として参加希望する場合の申請書は、希望する工事ごとに提出すること。

⑷　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。　5⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

南摩ダム取水放流設備他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和２年９月14日

独立行政法人水資源機構

理事長　金尾　健司

◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11

1　工事名　南摩ダム取水放流設備他工事

2　工事場所　栃木県鹿沼市上南摩町地内

3　工事内容

【機械設備工事及び点検】

本工事の施工内容は、水門設備の製作据付を行う機械設備工事、放流試験及び点検とする。

なお、機械設備工事の施工範囲は、次の設備の設計、製作、輸送、据付、無負荷試運転調整、後片付けまでの一切とし、設備の据付に必要なアンカーボルト、埋設金物、機側操作盤の二次側以降の配管配線工事を含むものとする。

・取水設備　１式
・制水設備　１式
・利水・水位低下放流設備　１式
・送水路抜水設備　１式
・減勢工ゲート設備　１式
・仮排水路閉塞ゲート　１式
・試験湛水ゲート　１式

4　工期　契約締結の翌日から令和10年３月31日

（工事）契約締結の翌日から令和７年３月31日

（点検）令和７年４月１日から令和10年３月31日

5　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）の受付期間　令和２年９月14日から令和２年11月４日まで。ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時までを除く）。

なお、令和２年11月５日以降当該工事に係る開札の時までにおいても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争参加資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）は、令和２年９月14日から　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）　独立行政法人水資源機構 経営企画本部技術管理室契約企画課　電話048―600―6534（直通）、ＦＡＸ048―600―6588において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し⑴に示す申請書の交付場所に郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法に限る。）又は持参により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（７⑼の条件を満たすものに限る。）

②　７⑹の要件を満たすことが判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）

③　すべての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時に提出したものと同一のもの。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

以下の⑴から⑽までに掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　建設工事有資格業者認定要領第２条の規定に該当しない者であること。

⑵　機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、資格があると認定を行うことがある。